**慶弔見舞金規定**

（目的）

1. この規定は、従業員又はその家族の慶弔に対する祝金、弔慰金または見舞金に

ついて定めたものである。

ただし、ﾊﾟｰﾄﾀｲﾏｰ､もしくは日雇い、その他臨時職員については原則としてこの規定は適用しない。

（結婚祝金）

1. 従業員が結婚（再婚を除く）したときは次により結婚祝金を贈る。

勤続1年以下の者 １００００円

以降勤続１年を増す毎に １００００円を加算した額

 （最高５００００円を限度とする）

２ 結婚の当事者がいずれも従業員であるときはそれぞれに対して前項の祝金を

 贈る。

（出産祝金）

1. 従業員又はその配偶者が出産したときは出産祝金として２００００円を贈る。

２ 両親が従業員のときはこれを１件として扱う。

３ 死産または生後７日以内に死亡したときは第４条に定める弔慰金として贈る

（弔慰金）

1. 従業員又はその家族が死亡したときは次の通り弔慰金を贈る。
2. 本人死亡の場合－別紙に定める「弔慰金規定」による。
3. 家族死亡の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 配偶者 | ５００００円（他に生花か花輪） |
| 子供・実父母 | ３００００円（ 〃 ） |
| 兄弟姉妹・配偶者父母 | ２００００円 |
| 祖父母 | １００００円 |

２ 従業員又は配偶者及び子供・実父母に贈る生花又は花輪は、２００００円を

 限度とする。

３ 同一事由について受給該当者が２人以上いるときは世帯を別にする場合に限り

 それぞれに贈る。

（傷病見舞金）

1. 従業員が私・公傷を問わず傷病のために休業したときは次により見舞金を贈る

（１） 休業が１ヶ月に及ぶとき ２００００円

（２） 以後１ヶ月を越える都度 １００００円 （３ヶ月を限度）

（災害見舞金）

1. 従業員が火災風水害またはこれに類する災害のため家屋、家財に損害を受けた

ときはその程度に応じて１０００００円の範囲内で見舞金を贈る。

（受給の手続）

1. 従業員がこの規程により慶弔見舞金を受けようとするときは所定の用紙に記入し、会社に請求するものとする。

（定めのない事項の取扱い）

1. この規程に定めのない事項についてはその都度会社が決める。

附 則

１ この規程は令和　　年　　月　　日から実施する。

弔慰金規定

1. （趣旨ならびに適用範囲）

この規定は、役員・従業員が死亡（付表の高度障害状態に該当したものを含む）した際に、その

遺族に対して支給する弔慰金について定める。

ただし、ﾊﾟｰﾄﾀｲﾏｰもしくは日雇その他の臨時従業員については適用しない。

1. （支給額）

会社は、下記別表に定める金額を弔慰金として支給する。

1. （受給者）

１．役員・従業員が死亡した場合の弔慰金を受け取るべき者の範囲及び順位は、次のとおりとする。

1. 役員・従業員の配偶者
2. 前号に該当する者がいない場合には本人の子、父母、孫及び祖父母の順序で、役員・従業員死亡当時、主としてその役員・従業員の収入によって扶養されていた者とする。

２．高度障害状態の場合は、役員・従業員本人に支給する。

1. （制度の運営）

会社は、本制度を円滑にかつ安全に運営するため、生命保険会社との間に総合福祉団体定期保険

契約を締結する。

1. （実施日）

この規定は令和 年 月 日から実施する。

【別表】 （単位：万円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  支 給 基 準 | 弔 慰 金 | 支 給 基 準 | 弔 慰 金 |
| 役員 |  ２５０ |  |  |
| 一般従業員 |  ７５ |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【付表】 （高度障害状態）

|  |
| --- |
| 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に

失ったもの1. １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
 |